

(参考資料5) 令和2年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	諸費の計上区分(変電費と送電費)誤り	諸費の下水道事業受益者負担金の納付額を「変電費」に整理すべきところ「送電費」に整理されていた。	変電に関する費用であることから「変電費」に整理すべき。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正を要する。	電気事業会計規則 別表第一
2	託送収支	他社購入電源費(離島供給費用)の算定誤り	離島供給費用における他社購入電源費の算定において、再エネ特措法交付金相当額の算定を誤っていた。なお、平成30年度の計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1) 等
3	託送収支	インバランス収支等における調整力単価の算定誤り	インバランス収支等(インバランス対応相当額取引費用等)における調整力単価の算定において、揚水発電に係る費用の計上漏れ等があった。	適正な算定方法で整理すべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3. (2)①イ 等
4	託送収支	他社購入電源費(離島供給費用)の算定誤り	離島供給費用における他社購入電源費の算定において、再エネ特措法交付金相当額の算定を誤っていた。なお、令和元年度以前の計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1) 等
5	部門別収支	誤った部門別収支計算書の公表	省令等に基づく適切な計算が行われていない部門別収支計算書(2018年度)が提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ネットワーク関連費用のうち固定費部分を、規制部門と自由部門に配賦するための比率の算定が誤っていた。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、提出済みの部門別収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。(令和2年9月30日修正再提出済み)	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第4条
6	託送供給に伴う禁止行為	広告、宣伝規制の違反	一般送配電事業者が、グループ内みなし小売電気事業者のパンフレット備付業務を実施しており、その態様からして、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用した広告宣伝規制と評価されるものである。	当該行為を中止するべきである。	電気事業法施行規則第33条の7第3号
7	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報を管理することができるシステムを構築していなかった。	非公開情報を管理することができるシステムを構築するべきである。	電気事業法施行規則第44条の13第1項第2号ハ